

安全データシート

1. 製品名および会社情報

製品名	メタン(CH ₄) (可燃性・非毒性ガス)
会社名	住友精化株式会社
住所	大阪府中央区北浜4丁目5番33号
担当部門	ガス事業部
電話番号	Tel.06-6220-8555 Fax.06-6220-8533
緊急連絡先	品質保証室 Tel.079-235-1301
整理番号	3301-01-0-07
作成日	1994年02月01日
改訂日	2017年07月28日

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性
特有の危険有害性

高圧ガスのため加熱により容器が爆発するおそれがある。
極めて可燃性／引火性の高いガスである。
可燃性ガスで、空気との混合物に引火性がある。
高濃度で酸素不足のため窒息するおそれがある。

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性・引火性ガス	区分1
支燃性・酸化性ガス	区分外
高圧ガス	圧縮ガス又は深冷液化ガス
金属腐食性物質	区分外

健康に対する有害性

急性毒性 吸入	区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分外
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	区分外
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分外

記載がない項目は分類対象外または分類できない。

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H220 極めて可燃性又は引火性の高いガス
H280 高圧ガス：熱すると爆発のおそれ
H281 深冷液化ガス：凍傷又は障害のおそれ

注意書き

予防策

P202 すべての安全注意(安全データシート: SDS)を読み理解するまで取り扱わないこと。

対応

P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
P282 耐熱手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
P377 漏洩ガス火災の場合：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。
P381 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
P336 凍った部分をぬるま湯でとくこと。受傷部はこすらないこと。
P315 直ちに医師の診断/手当てを受けること。
P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管
廃棄

P410+P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
使用後または内容物のある容器は、製造業者に返却すること。

3. 組成, 成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名 又は 一般名	メタン(CH ₄)
含有量(vol%)	99.0%以上
分子量	16.0
官報公示整理番号	化審法 (2)-1 安衛法 公表
記載対象法規	
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	非該当
毒物劇物取締法	非該当
C A S Reg. No.	74-82-8

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 呼吸が停止している場合は、人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗浄すること。 皮膚刺激が生じた場合は、医師の手当て、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 液化ガスに触れたときは白くなった部位を微温湯で温めること。
目に入った場合	噴出ガスを受けた場合、直ちに医師の手当てを受けること。 水で数分間注意深く洗うこと。 眼の刺激が持続する場合は、医師の手当て、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状並びに最重要な徴候および症状 応急措置をする者の保護	吸入：窒息。 皮膚に触れた場合：凍傷 空気中の濃度が高いと酸素の欠乏が起こり、意識喪失または死亡の危険を伴う。 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	漏洩ガス火災の場合、漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 周辺の火災時は、適切な消火薬剤を使用すること。 小火災：二酸化炭素、粉末消火剤 大火災：散水、噴霧水
使ってはならない消火剤	棒状放水
特有の危険有害性	極めて引火性／可燃性の高いガス。容易に引火するおそれがある。 空気と爆発性混合気を形成する。 火炎に包まれたボンベは、安全弁から可燃性のガスの放出のおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 破裂したボンベが飛翔するおそれがある。 火災時の燃焼により、有害ガスが発生する可能性がある。
特有の消火方法	漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは移動させない。 移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し容器の破裂を防止する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺及び漏洩状況から判断して消火すると危険が増すと考えられる時は、火災の拡大延焼を防止するため周辺に噴霧散水しながら容器内のガスがなくなるまで燃焼させる。 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。 消火活動は、有効に行える十分な距離から行う。 周辺設備等の輻射熱による温度上昇を防止するため、散水により周辺を冷却する。

漏洩源や安全装置に直接水をかけてはいけない（凍るおそれがある）。
容器内に水を入れてはいけない。
消火を行う者のための保護具 消火作業の際は、適切な空気呼吸器と完全な保護衣（耐熱性・化学用保護衣）を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

全ての着火源を取り除く。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
密閉された場所に立入る前、換気を良くすること。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、ガスの吸入、接触を避ける。
漏洩場所周辺は、適切な換気を行うこと。
低地から離れ風上に留まる。
ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
液状の漏洩物が皮膚に触れると凍傷の恐れがあるため、皮膚の露出を避け、保護手袋を着用する。

環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材

漏洩物や漏洩源に直接水をかけてはいけない。
必要な時以外は、環境への放出を避けること。
危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱う時、用いる全ての設備は接地する。
土砂、土のう、防水シートなどにより、漏洩（流出）液および蒸気の拡散防止をはかる。

二次災害の防止策

可能ならば、漏洩している容器を回転させ、液体でなく気体が放出するようにする。
蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。
窒息の危険を防ぐため換気を良くすること。
すべての発火源を速やかに取除く。（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）
可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
ガスが拡散するまでその場所を隔離する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

暴露防止

局所排気・全体換気

安全取扱い注意事項

「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
空気中の濃度を暴露限度以下に保つために、排気用の換気を行うこと。
「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
すべての安全注意(安全データシート：SDS)を読み、理解するまで取扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。（禁煙）
漏洩すると、発火、爆発する危険性がある。
多量に吸入すると、窒息する危険性がある。
容器は丁寧に取扱い、衝撃を与えたり、転倒させたりしない。
容器の取付け、取外しの作業の際は、漏洩させないように十分注意する。
使用後はバルブを完全に閉め、口金キャップを取付け、保護キャップを付ける。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
加圧ガスを含有し、熱すると爆発のおそれがある。
皮膚、粘膜などに触れると炎症を起こす可能性がある。

接触回避

衛生上の注意事項

「10. 安定性及び反応性」を参照。
本品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。
使用後は必ず手洗いをする。

保管

技術的対策

混触危険物質

高圧ガス保安法に準拠すること。
「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。（禁煙）

容器は直射日光や火気を避け、40℃以下の温度で保管すること。
 屋内に置く場合には、適切な換気を行うこと。

**安全な容器・包装材料
 推奨の材料**

高圧ガス保安法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度 設定されていない

許容濃度（暴露限界値、生物学的暴露指標）

日本産業衛生学会 設定されていない
 (2014年度版)

ACGIH(2014年版) 設定されていない

設備対策

ボンベを貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 作業場には防爆タイプの全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
 その他静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 室内では、ガスが滞留しないような構造にすること。
 気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を施すこと。

保護具

呼吸用保護具

適切な呼吸器保護具（陽圧自給式空気呼吸器など）を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具

適切な眼の保護具を着用すること。
 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具

適切な保護面、保護衣を着用すること。

適切な衛生対策

手袋及びマスク等の保護具は定期又は使用の都度手入れを行うこと。

9. 物理的および化学的性質

物理的状态

気体又は液化ガス：ICSC(2000)

色

無色：ICSC(2000)

臭い

無臭：ICSC(2000)

融点

-183℃：ICSC(2000)

沸点

-161℃：ICSC(2000)

引火点

データなし

発火点

537℃：ICSC(2000)

爆発範囲

5～15vol%：ICSC(2000)

蒸気圧

147kPa(15℃)：ホンメル(1991)

蒸気密度（空気＝1）

0.6：ICSC(2000)

比重

0.466(-164℃)：HODOC(1989)

溶解性（水）

33ml/L(20℃)：ICSC(2000)

オクタン/水 分配係数

log Pow=1.09(測定値)：Howard(1997)

粘度

0.0109mPa・s(20℃)：Lange(1992)

10. 安定性および反応性

反応性、化学的安定性

法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
 高温の物体との接触面、火花又は裸火により発火する。
 流動、攪拌などにより静電気を発生することがある。
 酸化剤と激しく反応し、火災および爆発の危険をもたらす。

危険有害反応可能性

加熱すると破裂の危険を伴う圧力上昇が起こる。

避けるべき条件

加熱。高温の物体、火花、裸火、静電気火花との接触。

混触危険物質

強酸化剤、フッ素、塩素、臭素、ヨウ素、五フッ化臭素、三フッ化塩素、二フッ化三酸素、二フッ化二酸素。

危険有害な分解生成物

火災時の燃焼により、有害ガスが発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性 吸入(ガス)	マウス LC50(2時間) > 500,000ppm(4時間換算値 > 353,553ppm) [RTECS (2005)] から、区分外とした。
皮膚腐食性・刺激性 眼に対する重篤な損傷 / 刺激性	皮膚を刺激しない[ACGIH(2001)]ことから、区分外とした。 眼を刺激しない[PATY(1994)]ことから、区分外とした。
呼吸器感受性又は皮膚 感受性	分類に必要なデータがないため、分類できないとした。
生殖細胞変異原性 発がん性	in vitro 試験のデータしかない[NTP DB(2005)]ことから、分類できない。 分類に必要なデータがないため、分類できないとした。
生殖毒性	分類に必要なデータがないため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	有害性はない[ACGIH(2001), PATY(1994)]ことから、区分外とした。
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	有害性はない[ACGIH(2001), PATY(1994)]ことから、区分外とした。
吸引性呼吸器有害性	常温で気体のため、分類対象外。

1 2. 環境影響情報

データなし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 高圧ガスを廃棄する場合、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の規定に従うこと。
 高圧ガスの容器を廃棄する場合は、製造業者等専門業者に回収を依頼すること。

汚染容器及び包装

1 4. 輸送上の注意

国際規制によるコード及び分類

海上規制情報

IMOの規定に従う。

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1971 (圧縮ガス) 又は 1972 (深冷液化ガス)

Class

2.1 (引火性高圧ガス)

国内規制

陸上規制情報

高圧ガス保安法の規定に従う。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1971 (圧縮ガス) 又は 1972 (深冷液化ガス)

クラス

2.1 (引火性高圧ガス)

特別の安全対策や条件

高圧ガス保安法に準拠して輸送する。
 移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。
 運搬時には容器を 40℃以下に保ち、特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
 火気、熱気、直射日光に触れさせない。
 鋼材部分と直接接触しないようにする。
 重量物を上乗せしない。
 消防法で規定された危険物と混同しない。
 移送時にイエローカードの保持が必要。

1 5. 適用法令

高圧ガス保安法

圧縮ガス又は液化ガス (第2条)

可燃性ガス (一般高圧ガス保安規則第2条)

労働安全衛生法

危険物・可燃性のガス (施行令別表第1第4号)

船舶安全法

高圧ガス (危規則第2,3条危険物告示別表第1)

航空法

高圧ガス (施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

高圧ガス (法第21条2、施行規則第12条)

道路法

車両の通行の制限 (施行令第19条)

1 6. その他の情報

引用文献

データ毎に記載した。

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の実用を前提としており、特殊な取扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施のうえ、お取扱い願います。